

関島社会保険労務士事務所便り

2023 年
11・12 月号

関島社会保険労務士事務所
 (ひがし東京中小企業者組合)
 社会保険労務士・行政書士
 関島 康郎
 〒125 - 0041
 東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 1 2
 電話 : 03 - 3609 - 7668
 HP : <http://www.srseki.info>



(フースボリス)

採用後の変更範囲・有期契約の上限明示

令和6年4月から施行

採用後に求人募集の条件と異なる勤務場所や業務内容を変更することによるトラブルが多発しています。

また、有期雇用契約が更新される場合、無期転換直前の雇止めによる紛争が多発していることから、労働基準法施行規則の一部が令和5年3月30日に改正され、令和6年4月から施行されます。

今回の改正では、すべての労働契約の締結と有期労働契約の更新の都度「雇い入れ直後」の就業場所及び業務の内容に加え、就業場所及び従事すべき業務の「変更の範囲」

についても明示が必要とされました。

また、有期契約においては、契約締結時は勿論、更新時においても「通算契約期間」、「更新回数の上限の明示」が義務付けられます。

就業の場所および従事すべき業務の変更の範囲の明示が必要となるのはすべての労働者が対象になり、限定社員やパート・アルバイトなどの就業場所や業務内容に制限があるのが普通の非正規社員に限るものではありません。

対象労働者	明示の時期	追加される明示事項
すべての労働者	すべての労働契約の締結・更新時	<ul style="list-style-type: none"> 就業の場所の変更の範囲 従事すべき業務の変更の範囲
有期契約の労働者	有期労働契約の締結・更新時	<ul style="list-style-type: none"> 通算契約期間または更新回数の上限の明示
	無期転換申込権が発生する有期労働契約更新時	<ul style="list-style-type: none"> 無期転換申込機会の明示 無期転換後の労働条件の明示

年末調整 給与所得者が受けられる控除

年末調整では勤務先に「各種申告書」を提出することで、いろいろな控除が受けられます。

1 扶養控除

扶養控除の対象となるのは、16歳以上の親族のうち、所得金額が48万円（給与収入で103万円）以下の人です。

扶養控除の種類	控除額
一般の控除対象扶養親族	38万円
特定扶養親族 (19歳以上23歳未満)	63万円
老人扶養親族(70歳以上)	48万円
同居老親等	58万円

2 配偶者控除

配偶者控除は、本人の所得が1000万円以下、配偶者の所得が48万円以下で受けられます。

本人所得	配偶者	
	48万円以下 70歳以上	48万円以下 70歳未満
900万円以下	48万円	38万円
900万円超 950万円以下	32万円	26万円
950万円超 1000万円以下	16万円	13万円

3 配偶者特別控除

配偶者特別控除は本人の所得が1000万円以下で、配偶者の所得が48万円を超え133万円以下の場合、38万円～1万円受けられます。

4 基礎控除

合計所得額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円

医療費控除は、その年の医療費が10万円または所得の5%額を超える場合に200万円を限度に控除が受けられますが、この控除を受けるには別途、確定申告が必要です。

5 障害者控除、勤労学生控除

控除の種類		控除額
障害者控除 (本人・配偶者・扶養親族)	一般の障害者	27万円
	特別障害者	40万円
	同居特別障害者	75万円
勤労学生控除(本人のみ)		27万円

6 寡婦控除、ひとり親控除

寡婦とは、夫と離婚または死別後、扶養親族を有し所得が500万円以下の人をいいます。ひとり親とは、現に結婚していない人で、生計を一にする子を有し所得が500万円以下の人をいいます。

控除の種類	控除額
寡婦控除	27万円
ひとり親控除	35万円

7 保険料控除

控除の種類	控除額			
社会保険料控除	支払った保険料の全額			
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の全額			
生命保険控除	保険の種類	旧契約	新契約	両方ある場合
	一般の生命保険	最高5万円	最高4万円	最高4万円
	個人年金保険	最高5万円	最高4万円	最高4万円
	介護医療保険	—	最高4万円	—
	合計適用限度額	最高12万円		
地震保険料控除	地震保険料のみ	最高5万円		
	旧長期損害保険のみ	最高1万5千円		
	両方ある場合	最高5万円		

8 所得調整控除

給与収入が850万円を超える場合で特別障害等に該当する場合等、最高15万円控除があります

9 住宅借入金等特別控除

前年までに住宅借入金等特別控除の確定申告をしている場合で、借入金を有する証明を提出すると、一定金額が控除されます。

健康保険「被扶養者資格再確認」での 「年収 130 万円の壁」対応

◆「被扶養者資格再確認」とは？

健康保険の被扶養者は、法令で毎年一定の期日を定め、要件を満たしているかを確認することとされています。協会けんぽ加入事業者には、令和5年度分の書類が、令和5年10月下旬から11月上旬にかけて順次発送されます。

◆提出期限までに事業者がすべきことは

提出期限は、令和5年12月8日（金）です。期限までに、自社の被保険者に対して、令和5年9月16日現在の被扶養者（4月1日時点で18歳未満の方、4月1日以降に被扶養者になった方、任意継続被保険者の被扶養者は対象外）について、文書等により被扶養者の要件を満たしているかを確認し、被扶養者状況リストに結果を記入します。

◆海外在住の被扶養者は厳格な再確認

別居している被扶養者、海外に在住している被扶養者については厳格な方法による再確認が必要となるため、協会けんぽから送られてくる被扶養者状況リストに同封の被扶養者現況申立書を記入し、確認書類とともに提出します。

◆「年収 130 万円の壁」対応の内容は？

政府の「年収の壁・支援強化パッケージ」により、年収が130万円以上であっ

ても人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入増加である場合、その旨の事業主証明を添付することで、迅速な被扶養者認定を可能とする方針が示されました。

そのため、上記に該当することが確認できた場合は、被扶養者状況リストの「変更なし」にチェックをしたうえで、「一時的な収入変動」に係る事業主証明と併せて提出します。所得証明書等を提出する必要はありません。

なお、収入増加の理由が人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入増加でない場合は、事業主証明の提出は不要です。

【全国健康保険協会「事業主・加入者のみなさまへ「令和5年度被扶養者資格再確認の実施方法等について」（令和5年11月9日更新）】参照

130万円の壁



●フリーカメラマンに労災認定

東京都内の広告写真撮影会社から業務委託を受けたフリーランスのカメラマン（男性・40歳）の通勤中の事故（昨年7月）による負傷について、品川労働基準監督署から労災認定を受けたことを、出版関連の労働組合が明らかにした。男性は、会社の作成した勤務表に従って週5日ほど勤務し、毎月会社が定めた固定給を受け取っていた。東京労働局は労災保険料などを会社に請求したが、会社は支払いを拒んでいるという。（11/16）

●新たな教育訓練給付の提示

厚生労働省の審議会で、仕事を休んで教育訓練を受ける場合に生活支援のため支給する新たな給付について、失業手当と同水準を給付する案が提示された。対象は雇用保険に入っていない労働者やフリーランスから雇用されることを目指す人などで、給付額は賃金の80～50%、日額は2,746円～最大16,980円。給付日数は自己都合退職者と同水準とし、雇用保険の加入期間に応じて90日、120日、150日とする。支給要件として雇用保険への一定期間の加入などを条件とすることが検討されている。（11/14）

●育児休業給付の拡充案が明らかに

厚生労働省は、労政審の部会で育児休業給付の拡充案を示した。両親がともに14日間以上の育休を取得した場合に28日間を上限に給付率を引き上げ、手取り収入が実質的に10割となるようにする。また「育児時短就業給付」を新設し、子どもが2歳未満で時短勤務をする人に、時短勤務の日数などにかかわらず賃金の一定割合を給付する案なども示された。給付開始前2年間のうち雇用保険加入期間が12カ月以上あることを条件とすることが検討されている。（11/14）

●少子化財源「支援金」医療保険に上乗せ

少子化対策の財源の一つとして創設する「支援金制度＝仮称」の概要案が、9日のこども家庭庁の会合で示された。現役世代や後期高齢者を含む全世代から、収入に応じた額を医療保険の保険料に上乗せして徴収する。使い道は法律に明記し、まずは妊娠・出産期から0～2歳の支援策に充てるほか、育児休業給付の拡充、親の就労に関わらず保育を利用できる「こども誰でも通園制度（仮称）」などの施策に充てる。年内に詳細を詰め、2024年の通常国会への関連法案提出を目指す。（11/10）

●国保料 年間上限2万円引上げへ

厚生労働省は、国民健康保険の保険料の年間上限額を2024年度から2万円引き上げる方針を固めた。近く開く社会保障審議会医療保険部会に提案する予定。上限額の引上げは3年連続。高所得者の保険料を上げることで保険財政の安定をねらうもので、引上げ後の上限額に達するのは年収1160万円以上の世帯で全体の1.35%と推計される。（10/25）

●連合 来春闘の賃上げ目標「5%以上」

連合は19日、2024年の春闘での統一要求の賃上げ目標を「5%以上」とする方針を正式発表した。物価上昇を踏まえ、今春闘の「5%程度」より表現を強めた。来春闘について、日本商工会議所会頭は「少なくとも中小企業では難しいというのが実感だ」、経団連会長は「（今春闘と）同じ熱量で賃上げを目指す」と述べている。（10/20）

